

身体的拘束最小化に関する院長表明及び指針

■院長表明

当院は、患者さん一人ひとりの尊厳を守り、安全かつ安心して療養できる環境を提供することを基本理念としています。 身体的拘束は、患者さんの行動を制限し、身体的・精神的苦痛を与える可能性があることから、原則として行うべきではないものと考えます。当院では、「患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束を行わないことを基本方針とし、身体的拘束の最小化に向けて病院全体で取り組みます。 また、身体的拘束を行わずに安全を確保できるよう、多職種が連携し、療養環境の整備、ケア方法の工夫、職員教育の充実に努めます。やむを得ず身体的拘束を実施する場合においても、その必要性を慎重に判断し、実施時間を最小限とするとともに、速やかな解除に向けた検討を継続します。 当院は、身体的拘束をしない医療・看護の実現を目指し、患者さんにご家族の理解と協力を得ながら、職員一丸と なって取り組んでまいります。

令和 8 年 6 月 1 日 病院長 三 田 昌 輝

身体拘束の最小化の指針

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方
- 身体的拘束は患者様の当然の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的・社会的な弊害を伴います。月形町立病院では、患者様の尊厳を尊重し、人権を守るため、原則身体的拘束をしない医療・看護を提供できるように努めます。
2. 基本方針
- (1) 身体的拘束の原則禁止
- 月形町立病院では患者様または他の患者様の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止します。
- (2) 身体的拘束の定義
- 月形町立病院における身体的拘束は、抑制帯やミトン型手袋、車椅子用ベルト、自分で容易に着脱が出来ない介護服（つなぎ服）など、患者様の体や衣服に触れる何らかの器具を使用して体の自由を奪うもの、また、ベッドの周囲を囲い、容易に床に降りることが出来ないようにするものを指します。離床などをスタッフに知らせるセンサーなどは身体拘束に含めません。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合
- ①緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件
- 患者様または他の患者様の生命や身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の 3 つの要件を全て満たした場合に限り、例外的に必要最低限の身体的拘束を行うことが出来ることとします。
- 切迫性     : 患者様または他の患者様の生命が危険にさらされる可能性が著しく高いとき
- 非代替性: 身体的拘束に代わる方法がないとき
- 一時性     : 身体的拘束が一時的なものであるとき
- ②緊急時やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意
- 上記 3 要件については、医師・看護師を含む多職種で検討し医師が指示し患者様・ご家族様などへの説明と同意に基づいて行うことを原則とします。
- ③ 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体的拘束マニュアル」に準じて行います。
- (4) 身体的拘束禁止に取り組む姿勢
- ①患者様が問題行動に至った経緯をアセスメントして、問題行動の背景の理解に努めます。
- ②身体的拘束をすぐに行う必要があるか、複数名で評価し、身体的拘束をしなくて良い対応を常に検討します。
- ③多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者様に適した用具であるかなどを評価します。
- ④身体的拘束は一時的に行うものであり、必ず期間を定め、アセスメントを行い身体的拘束解除に向けて様々な取り組みを行います。
- ⑤身体的拘束を行なう必要がないように、日頃から下記の取り組みを行います。
- (ア)患者様主体の行動、患者様の尊厳を尊重する。
- (イ)言葉や対応で患者様の精神的な自由を妨げない。
- (ウ)患者様に寄り添い、丁寧な対応を心掛ける。
- (エ)せん妄発症の誘発因子の特定と除去に努める。
- (オ)危険行動を予測し、事前に対策を講じる。
- ⑥薬物による行動制限は当院の身体的拘束の定義には該当しませんが、鎮静薬や向精神薬等は患者様・ご家族様に説明を行い適正な用量を守り使用します。
3. 身体的拘束最小化のための体制づくり
- 院内に身体的拘束最小化に関わる身体的拘束最小化チームの設置
- (1) 身体的拘束最小化チームの構成     医師・看護師・看護補助者・薬剤師・理学療法士などで構成します。
- (2) チームの役割
- ①院内の身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底します。
- ②身体的拘束実施例の最小化に向けた医療やケアを検討します。
- ③定期的に本指針やマニュアルを見直し、スタッフに周知して活用します。
- ④身体的拘束最小化のための職員研修を実施します。
4. 身体的拘束最小化のための研修     医療やケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施します。
- (1) 定期的な教育研修（年 1 回程度）の実施
- (2) 実用に応じて小集団（病棟・各チーム）向けの研修を実施
5. 身体的拘束を行う場合の対応
- 患者様または他の患者様の生命や身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。
- (1) 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを、医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討します。必要と認めた場合、医師は身体的拘束を指示します。
- (2) 医師は同意書を作成し、事前に患者様・ご家族様に説明して身体的拘束開始の同意を得ます。但し、直ちに身体的拘束を要するような切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後速やかにご家族様に説明して同意を得ます。
- 説明内容: ①身体的拘束を必要とする理由②身体的拘束の具体的な方法③身体的拘束を行う時間と期間④身体的拘束による合併症（身体的合併症・精神的合併症）
- (3) 患者様・ご家族様の同意が得られない場合は、身体的拘束をしないことで起こりうる不利益や危険性を説明のうえ診療録に記録し場合によっては、ご家族様にご協力をお願いする場合があります。
- (4) 身体的拘束中は毎日、身体的拘束中の状況及び時間、その際の患者様の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (5) 身体拘束中は毎日、身体的拘束の解除に向けて、多職種によるカンファレンスを実施します。カンファレンスでは、やむを得ず身体的拘束を行う 3 要件を踏まえ、継続の必要性を評価します。
- (6) 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体的拘束の継続または解除の有無を指示します。
- (7) 身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。
6. 多職種による安全な身体的拘束の実施及び解除に向けた活動患者様が身体的拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者様の病状及び全身状態の安定を図ることが、安全な身体的拘束の実施、早期解除につながります。病院スタッフは、身体的拘束における各々の役割を意識し対応を行います。
7. この指針の閲覧について   この身体的拘束最小化のための指針は、病院スタッフ全員が閲覧可能とするほか、月形町立病院ホームページに掲載又は病院内に掲示し、いつでも患者様・ご家族様及び地域の住民が閲覧できるようにします。